

2019年4月15日

正誤表

キャッシュレス・消費者還元事業費補助金（決済端末補助事業）交付規程（2019年4月12日付PJ190412-CL31T-規程000001号）について、下記のとおり誤記がありましたので訂正いたします。

正誤箇所	誤	正
第3条（交付の対象）	PJは、平成31年10月1日の消費税率引上げ後9か月間、（後略）	PJは、平成31年10月1日の消費税率引上げ後9か月間（以下「 <u>消費者還元期間</u> 」という。）、（後略）
第33条（所得財産の処分の制限）第2項	2 財産の処分を制限する期間は、第26条1項による交付の確定通知を受けた日までとする。	2 財産の処分を制限する期間は、 <u>消費者還元期間終了</u> までとする。